

## 安曇野市教育委員会10月定例会会議録

日 時：平成29年10月24日（火）午後 1 時30分

場 所：安曇野市役 3 階「会議室301」

### 出席者

教育委員：教育長 橋渡勝也、教育長職務代理者 唐木博夫、教育委員 須澤真広、

教育委員 横内理恵子

事務局：教育部長 山田宰久、学校教育課長 鎌崎孝善、

生涯学習課長補佐兼スポーツ推進担当係長 臼井隆昭、

文化課博物館係長 財津達弥、図書館交流課長 丸山高人

書 記：学校教育課長補佐兼教育総務係長 平林洋一、教育総務係 岩原遼子

傍聴者：報道機関 1 名、傍聴人 1 名

### ◎開 会

教育部長 定刻になりましたので、ただいまから安曇野市教育委員会平成29年10月定例会を開会いたします。

なお、二村美智子委員から所用により本日の会議を欠席する旨のご連絡をいただいておりますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定によりまして、教育長及び在任委員の過半数が出席されていますので、本日の会議は成立していることをご報告申し上げます。

---

### ◎教育長挨拶

教育部長 では、橋渡教育長からご挨拶をお願いいたします。

教育長 それでは、10月定例会にあたりましてご挨拶を申し上げます。

このところ、すっきりしない天気が続いておりましたが、今朝久しぶりにアルプスのほうを仰ぎ見しましたところ後立山連峰が真っ白く雪化粧をしておりました。また、常念岳

も紅葉がだんだんと下へ下ってきており秋が深まり行くこのごろかなと、そんなことを感じました。

今回の超大型で非常に強い勢力の台風21号が今週、月曜日の児童生徒の登校時間帯にちょうど長野県内に最接近すると、こういう予報がございましたので日曜日の早い段階で安全確保を最優先にした、登校を遅らせるという対応をしていただきました。教育指導室が中心となりまして校長会と連携をとって、また地域で子どもたちの登下校を見守ってくださる皆様方にも連絡が行き届くように配慮していただきました。おかげさまで、けがや事故もなくほっとしているところでございます。

さて、9月27日、水曜日に豊科南小学校の拾ヶ堰クリーン大作戦がございまして参加をさせていただきました。約640人の児童に加えて保護者、PTA役員、吉野、それから下鳥羽の区長様、それから地域住民の方々、それから豊科拾ヶ堰水利管理責任者、拾ヶ堰土地改良区の役員の方、市の地域支援課、廃棄物対策課、市教育委員会等々大勢の大人も顔をそろえました。

最初の会が校庭であったんですが、丸山校長先生から今回18回目を迎える伝統行事であるけれども、もとを正せばこの始めは学校の百石堰、日本列島の小川のビオトープの水をもっときれいにしたいという子どもたちの願いから始まった、と。そういう活動を見た地域の方々が、子どもたちが頑張っているんだから大人も手伝おうじゃないか、ごみを捨てないようにしようじゃないかという気持ちが広がって今のこの活動につながっているんだ、と。皆さんの先輩が大人たちを動かした、こういうすごいことをみんなは受け継いでやっているんだよと、こういうお話をされました。

そして、高学年が拾ヶ堰に直接入ってごみを拾い、低学年は自分たちの通学路を中心に地域のごみ拾いをするということに汗を流しておりました。この活動に学校も地域も誇りを持って行っているということを改めて感じました。

今年の7月28日に拾ヶ堰が世界かんがい施設遺産に登録をされたということで、記念式典があったわけですがけれども、豊科南小学校の6年生の児童が代表して宣言文を読み上げたわけです。大事な部分をちょっと拾ってみますと、「大人も子どももみんなで協力をし、活動をしていけば大切な安曇野の自然、歴史を未来につないでいくことができると思う。この登録をきっかけにし、これからも自然を守るために何ができるかを大人、子ども、みんなで考えていきましょう」、こう呼びかけました。

この呼びかけを全ての学校、そして地域が受けとめるべきだと、このように考えておりま

すし、そのことを発信してまいりました。この大切な理念、そしてこの活動を是非、安曇野全体に広げ、そしてまた深めていく、そんなことの呼びかけや支援を市や教育委員会がこれからもしっかり行っていききたいと、そんなことを考えた次第です。

次に、机上にもものづくり展というチラシをお配りしました。これは、安曇野市教育会が主催をしております今年も10月31日から1週間、南安曇教育文化会館において行われます。例年、小学生の図画工作、それから家庭科の作品であるとか中学生の美術、技術・家庭科の作品、そして特別支援学級の児童生徒の作品などを各校が持ち寄って展示されているわけですが、今年はそれに加えて文化課と郷土博物館が行っておりますコンパクト展示の中から「昆虫のひみつ展」と「奈良薬師寺東塔の縁の瓦里帰り展」、この二つをそこに出演をさせていただいて、そして一緒に見ていただこうと、こういう初めての試みの実現いたしました。

安曇野市教育会も私たちも地域の教育文化の向上に努めている団体として、一緒にコラボレーションして来ていただいた方に見ていただこうという、このことが実現するということが特筆すべきことじゃないかなと思いました。

教育文化会館、すぐそこにあるんですけれども、近代美術館、そして豊科図書館、そして本庁舎、今も木々が大変色づいて美しいところなんですけれども、この文教地域といいますか、この一帯に多くの市民の皆様には是非訪れていただきたいな、そんなことを思っています。

冒頭、景色の話をさせていただきましたが、4階のラウンジでは近代美術館所蔵の冠松次郎という方のモノクロームの大正から昭和にかけての山岳写真の展示会もあわせて行っております。そんなところにもものづくり展に訪れる人たちも足を運んでいただけたらうれしいなと、そんなことを思っております。

では、本日も審議よろしく願いいたします。

---

#### ◎発議による非公開案件の決定について

**教育長** それでは、本日の会議事項における公開、非公開についてお諮りいたします。

教育委員会の会議については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項において、教育委員会の会議は、公開することとされています。また、人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができると規定されています。

安曇野市情報公開条例第7条第2号、個人に関する情報で、特定の個人が識別され又は識別され得るもので、個人情報の保護に該当する案件として、報告第3号 平成29年度児童生徒の指定校変更及び区域外就学者について及び報告第4号 教育長報告の2件を非公開とするよう発議いたします。

このことに関して、委員からご発言はありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

**教育長** ないようですので、議決に移ります。

それでは、ただいま申し上げました報告事項2件について、非公開とすることに賛成する方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

**教育長** ありがとうございます。3分の2以上の挙手がありましたので、本件は議決されました。

本日の会議において非公開とする案件は、報告第3号 平成29年度児童生徒の指定校変更及び区域外就学者について及び報告第4号 教育長報告とします。

会議事項の順番につきましては、議案第1号及び報告第1号から第4号とし、報告第3号、第4号を除き、これを公開することとします。以後、会議を非公開とし、報告第3号、4号を扱います。

なお、議案第1号の共催・後援依頼にかかわる申請書は、個人または法人に係る情報が記載されているため、非公開といたします。

次に、会議録についてであります。事務局から9月定例会の会議録の校正確認をお願いしてまいります。発言の趣旨や字句などで修正すべきところがありましたら、事務局にお申し出いただきますようお願いいたします。

---

#### ◎議案第1号 共催・後援依頼について

**教育長** それでは、協議議案に入ります。

議案第1号 共催・後援依頼について、議題とします。

担当より、説明をお願いします。

**教育部長** 教育部全般に関する案件につきましては、私から説明をさせていただきますが、各課にかかわる個別案件につきましては所管する担当課長、または担当職員から説明をさせて

いただきますのでよろしくお願いいたします。

なお、本日ここ市役所内におきまして平成29年度中信4市の青少年補導センター連絡会議が開催されております。安曇野市が当番市ということで、蓮井生涯学習課長がこの連絡会議に出席しておりますので代理として臼井課長補佐が出席しております。私もこの連絡会議への出席のため、後ほど時間が参りましたら中座をさせていただきますのでご了承くださいと思います。

また、那須野文化課長、曾根原学校給食センター長であります、いずれも所用がございまして欠席させていただいております。文化課長の代理といたしまして、財津係長が出席しておりますのでよろしくお願いいたします。

**教育長** では、議案第1号について担当より説明をお願いします。

**学校教育課長補佐兼教育総務係長** 「共催・後援依頼について」訂正資料の説明。

**学校教育課長** 「共催・後援依頼について」資料により説明。

**生涯学習課長補佐兼スポーツ推進担当係長** 「共催・後援依頼について」資料により説明。

**文化課博物館係長** 「共催・後援依頼について」資料により説明。

**教育長** 議案第1号 共催・後援依頼について、委員からご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

**教育長** それでは、この件については異議なしということでしょうか。

(「はい」の声あり)

**教育長** ありがとうございます。議案第1号は、承認されました。

---

### ◎報告第1号 後援依頼の教育長専決分の報告について

**教育長** 続いて、報告事項に移りたいと思います。

この報告事項につきましては、安曇野市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則に基づき、私が専決処分等を行った事柄につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第3項の規定により報告させていただくものです。

次に、報告第1号 後援依頼の教育長専決分の報告について、各担当より説明をお願いします。

学校教育課関連の後援依頼から、説明をお願いします。

学校教育課長 「後援依頼の教育長専決分の報告について」資料を読み上げ。

教育長 では、続いて生涯学習課関連の後援依頼について説明をお願いします。

生涯学習課長補佐兼スポーツ推進担当係長 「後援依頼の教育長専決分の報告について」資料を読み上げ。

教育長 続いて、文化課関連の後援依頼について説明をお願いします。

文化課博物館係長 「後援依頼の教育長専決分の報告について」資料を読み上げ。

教育長 それでは、報告第1号 後援依頼の教育長専決分の報告について、委員からご質問、ご意見ございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 それでは、この件につきましては異議なしということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。報告第1号は、ご了承をいただきました。

---

## ◎報告第2号 教育部 各課報告

### (1) 学校教育課

教育長 続いて、報告第2号 教育部の各課報告に移ります。

学校教育課から報告をお願いします。

学校教育課長 「教育部 各課報告」について資料を読み上げ。

教育長 学校教育課からの報告について、委員からご質問、ご意見ございましたらお願いします。

唐木委員 よろしくをお願いします。

今の11月18日については、これは別途何かチラシとか何かがありますでしょうか。

学校教育課長 主体は総務部総務課のほうで実施しておりますけれども、パンフレット等でき上がりましたら、また改めてそれを送付させていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

唐木委員 お願いします。

教育長 他にいかがでしょうか。

(発言する者なし)

教育長 では、学校教育課の報告についてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。

## (2) 生涯学習課

教育長 続いて、生涯学習課から報告をお願いします。

生涯学習課長補佐兼スポーツ推進担当係長 「教育部 各課報告」について資料を読み上げ。

教育長 生涯学習課からの報告について、委員からご質問、ご意見ございましたらお願いします。

横内委員 35ページの資料を見させていただいて、ジュニアリーダーの養成に関してさまざま力を入れている現況が資料から見てとれてありがたく思うわけですが、全市から児童が26名というのは少し少ないかなと思います。97の地区が子ども会育成会の補助金をもらって活動しているということを思うときに、26名のジュニアリーダー養成にかかわる子どもたちの数というのはもうちょっと増やしていかないといけないのかなと考えます。

先日、安曇野の子どもを語る会というので育成会の方が発言されたんですが、三九郎をやる中で大人が手を出し過ぎでしまっているということを手伝いであるはずの大人がメインでやっっているということの反省を述べていました。

せっかく、11月11日の講習会で三九郎の組み立てを教わる子どもたちが何とか主体となって活動できるように大人も手を出し過ぎないように、是非呼びかけてほしいなと思います。

以上です。

生涯学習課長補佐兼スポーツ推進担当係長 その件につきましては、担当のほうによく伝えて委員さんの趣旨を十分酌むような形で進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

教育長 他にございますでしょうか。

(発言する者なし)

教育長 では、生涯学習課の報告についてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。

## (3) 文化課

教育長 続いて、文化課から報告をお願いします。

**文化課博物館係長** 「教育部 各課報告」について資料を読み上げ。

**教育長** 文化課からの報告について、委員からご質問、ご意見ございましたらお願いします。

**唐木委員** お願いいたします。

ただいま、公文書の著作権についてのご説明、調査していただきありがとうございます。

多分、微妙なものというのは当然出てくると思いますので例えば身近なもので言いますと、前回の学校給食センターのわさびコロッケがありましたが、あの図案は公募したものであっても恐らく著作権が発生するだろう、と。44ページの提言書なんですけれども、これは恐らく発生するんじゃないかなと予想をされるわけなんですけれども、市として文書館を整備していくときにどんなふうな形で安曇野市として考えていくかということは、十分検討しておく必要があるかなということを思いますので、また専門の立場で調査していただけたらなというふうに思います。

2点目ですが、44ページからの提言書について少しお伺いをしたいわけなんです。46ページのところにこの提言書の位置づけということで目指すべき理想の姿を提言するものであるという形で提案されていまして、内容的には早期に対応すべきもの、それから中長期的に対応努力するものがあるかと思うわけなんですけれども、この提言書が大変中身の濃いものをいただいたわけですが、今後どのような形で活用されていくのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

**文化課博物館係長** まず、著作権の関係に関しましては先ほど若干申し上げましたとおり微妙なものが中には含まれているということがございますので、慎重にやっていかなければいけないと思っております。条例規則でルール化した中で、いろいろと手違いがないように整備をしていきたいと思っております。委員の先生方には、引き続きいろいろとご助言をいただくこともご快諾いただいておりますので先生方と連絡をとりながら、また長野県内でも長野県立歴史館や松本市の文書館といった先行事例もございますので、連携を図りながら開館に向けて準備を進めていきたいというふうに考えています。

それから、提言書の中の今後、まず提言書の位置づけについてどのようにこの後いただいた提言の内容を具現化していくかということですが、やはりまず安曇野市が発足をしまして合併前の旧町村時代から引き継いだ公文書、特に昭和40年代以前のものに関しては基本的には公開できるような形で進めていきたいというふうに思っております。

あと、地域資料としまして旧町村時代に調査のために一時古文書等をお借りしましてそれ

をデジタルデータとして画像といいますか、複写したものを保有しているんですけれども、このあたりにつきましてはこの提言書の中にもございますけれども、実際に使用する目的が複写のときと変わってきておりますので、もう一度所有者の方に文書館での利用に関して許諾をいただいてから公開をしていきたいということです。開館までにある程度目標を持って重要なもの、公益性の高いものなどの許諾の処理も同時並行で進めていきたいと考えていますが、全て開館のときに今持っている資料や、それから情報を提供できる状態にするということは難しいと思っています。

また、施設の関係でもやはり堀金の旧公民館の施設のリメイクといいますか、リニューアルするという形になりますので資料の永久所蔵の施設的として、例えば保管の空調設備などを開館時に完璧な状況というところまでは至らないと思いますので、そういったところは逐次整えていきたいと思っていますところでは。

以上です。

**唐木委員** では、続けてになりますが、お願いいたします。

提言書をいただいて非常に中身が濃いわけでありますので、是非文書館というのはある意味では安曇野市がずっと持ってきた一つの文化遺産というようなものも含まれるかと思うので、この提言書ができるだけ生かされるように是非上手に使っていただく、それから大切な計画を含めて計画立案をしていただいてご努力いただいた方々の労力を生かす、その成果として形になっていくことが大事かというふうに思いますので、是非大切に扱っていただければありがたいなというふうに思います。よろしくお願いいたします。

**教育長** 他にございますでしょうか。

**須澤委員** では、文書館についての今ご意見等がありましたので、私もその件について。

一つは質問でございますが、先月の教育委員会において那須野課長のご答弁の中に松本市は文書館が総務課が管轄ということでしたが、安曇野市は結論、やはり総務課のほうなのか、教育部のほうなのか、そこちょっと確認をしたいというのが、まず、1点。

**文化課博物館係長** 安曇野市については、教育委員会文化課で所管する施設として開館後も管理運営をしていきたいと思っております。

総務部のほうとこれまでの経過の中でそういう形になってきているのですが、業務検討委員会の中でもご意見いただきました。それは、実際の状況の中でケースバイケースで判断されていいのではないかとご意見としていただきましたし、また教育委員会があることで例えば図書館や博物館といった類似の文化施設との連携もとりやすいというような利点もあ

と考えております。

以上です。

**須澤委員** ありがとうございます。

教育部の所管ということで、私もそれをお聞きして結構かなと思った次第でございます。

では、次、2点目でございます。

現在、各課で管理した現用文書、それが5年、10年、20年とこういうふうになっていくわけですが、一、二年で総務課に一括管理ということになるというわけですね。総務課の管理になった後、歴史的価値のあるものとか、重要なという表現になったような気がしましたが、そういう文書は文書館に移す、と。こういう判断のときに総務課のもとにあるものですが、教育部がしっかりとそこにかかわった上で、教育部がというのはつまり文書全体ということになるともとの課がかかわりあるんですけれども、管理する教育部としてのご意見という意味合いでともに重要文書という判断、これは是非していただきたいなと、こういうのが2番目のうちの1点でございます。今は、私の意見でございます。

今、この提言の中にもあったかと思うんですけれども、それから提言の中にありまして私もこれうんと大事だなと思ったのは公文書、いわゆる市役所の中における文書というのに限れば、そういう公文書と古文書というのに残していくものがなりがちなんですよね。それだけじゃなくて、という提言が47ページの中黒ぽつ、下から三つ目といいますか、学校資料、公民館文書、地域施設の文書、このようにありますよね。これが、非常に忘れがちです。ここが大事なかと、こういうふうに思いました。これは、さすが専門家の皆さん、しっかりと細部にわたって提言されていると、こう思いました。

なぜかと申しますと、私が旧穂高町の記録を残すということでその担当になったことがあったんですが、町史編さんにあたったの資料がこういった部分が全然なかったです。つまり、合併をしたわけですので合併に際してほとんど集まっていなかった、と。旧村部の資料は、皆無という感じでした。

ですので、今現在10年たったわけですけれども、こういった部分がどの程度集められているのか、多分あると思うんですが、なければ今のうちに保存体制をとっていただきたいな、と。各学校で何周年というようなことで、冊子もできておりますから多分大丈夫だろうと思うわけですが、そんなところをちょっと追加して申し上げたいというふうに思いました。

以上でございます。

**文化課博物館係長** まず、1点目についてこの提言書では、まず現課で保管している、あるいは

は総務部の管理している本庁舎の保管庫で保管をしている状況の公文書を現用文書と呼んで、それから保存期間が満了になってから文書館へ移管という手続きを経てから廃棄をする、そういう流れをきちんとつくるようにということでご提言をいただいております。

これに関しては、総務部のほうの担当者もこの業務検討委員会の委員にいますので今現在もこの移管という言葉を使った手続きをとっていないものですから廃棄予定リストを文化課のほうでチェックをしまして、その廃棄予定リストの中から除外して公文書の整理室のほうで管理をするという形になっていますが、その一つ前の段階で移管という手続きをとることできちんとそれが歴史的な重要文書として文書館に保管できる体制をとりたいと思っております。

その際に、やはり文書館の意義というものを市の職員が共有するということが非常に大事になってきます。ですので、私どもその辺を総務部と連携して重要文書を残すということの意義、文書館ができた後の重要文書の保管までのフローをしっかりと全職員と共有化を図ることが必要だと考えております。業務検討委員の専門の先生に講師に来ていただくことも考えているところであります。

学校資料、公民館資料、地域資料、そういった広い意味での公文書に関しては他の自治体でもきちんと収集できていない例もあると聞いています。安曇野市は、是非収集していく体制を整えていきたいと思っているのですが、提言書に資料集の編さんと刊行についてということで安曇野市史の編集・刊行についてご提言をいただいております。文書館の主要な業務として、市史編さんに取り組みられれば先ほどの公民館、それから学校資料も収集できる体制が整えられるということで実施計画にも文書館の教育普及事業の中で市史編さん事業を掲げさせていただいて、今政策部のほうとも調整しているところであります。

以上です。

**須澤委員** いい方向性かなということで、是非そういう方向でお願いしたいと思います。

今のに関連しまして、51ページに専門職員を配置ということが提言されていますね。これについてですけれども、おわかりになっている範囲でいいんですが、他の市ではどのような対応なんでしょうか。

**文化課博物館係長** 実は、まだ全国で市立の文書館は50館から60館ぐらいだったと思います。その専門職員というのが博物館法上の博物館のような形で文書館の場合に関しては、まだそこまで法的な専門職というものが定義されていない状況がございます。ただし、大学等、文学部の史学科などで古文書の専門家という人材は養成されていますし、また公文書管理法が

できて公文書研究は私立大学で専門の過程ができたりと専門職員の育成が大学でも始まってきているということでもあります。

安曇野市については、今年4月に松本市文書館で5年嘱託で勤めた職員が今博物館係に配属になっていまして、その職員を中心にいろいろと準備を進めているところであります。

長野県の場合は、長野県立歴史館に博物館機能と文書館機能と併設されていますので、研修なども長野県立歴史館で文書の担当の研修を行ってくださっています。あと、全国的には全史料協と呼ばれる史料の協会があります。国家資格ではないですけども、配属になった職員が実務の経験を積みながら知識を得る研修の機会が幾つか用意されていますので、そこで職員に学んでもらって適正な管理ができるような形で運営をしていきたいと思っております。

以上です。

**須澤委員** 研修という方向は、非常に大事だと思います。教育部の仕事も広範にわたっておる中で文化課の仕事というのは、頻繁に職員が移動してしまうとなかなか進まないということと長い方が専門職員の替わりをしているような感じが私にはしているものですから、でき得るならば全国に先駆けて専門職員が配置されれば一番ベストだということを思いますし、その方を中心にこの文化課の職員がしっかりと研修をされていくという体制が安曇野市のこれからの文化面の発展の上でも非常に大事なことだと、私は思います。

以上です。

**教育長** ありがとうございました。

では、他にございますでしょうか。

(発言する者なし)

**教育長** では、文化課の報告についてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

**教育長** ありがとうございました。

#### (4) 図書館交流課

**教育長** では、続いて図書館交流課から報告をお願いします。

**図書館交流課長** 「教育部 各課報告」について資料を読み上げ。

**教育長** 図書館交流課からの報告について、委員からご質問、ご意見ございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 では、図書館交流課の報告についてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございました。

以上で、報告第2号はご了承をいただきました。

では、ここで10分間の休憩をとりたいと思います。

2時55分に再開お願いいたします。

(休 憩)

教育長 それでは、再開いたします。

(以後、非公開会議)

---

◎報告第3号 平成29年度児童生徒の指定校変更及び区域外就学者

◎報告第4号 教育長報告

---

(以後、公開会議)

◎その他

(1) 最近の新聞紙上における教育委員会関連記事の報告について

教育長 次に、その他の事項を取り扱います。

参考資料としまして、今回も教育委員会に関連する新聞記事を配付させていただきました。

参考にしていただければと思います。

(3) その他

教育長 次に、その他の事項に移ります。

委員の皆さん、または事務局から何かありましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 では、以上で本日の定例会に付議させていただいた事案は全て終了いたしました。委

員各位には、ご協力いただきましてありがとうございました。

---

◎閉 会

教育部長 お疲れさまでした。

以上をもちまして、安曇野市教育委員会平成29年10月定例会を閉会といたします。